

定期監査の結果に基づく措置事項

平成 23 監査年度 第 1 回

(平成 23 年 10 月～平成 24 年 3 月執行分)

佐 賀 県 監 査 委 員

目 次

1 重要な指摘事項に係る措置事項	1
健康福祉本部 現地機関	1
県土づくり本部 現地機関	1
2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項	4
くらし環境本部 現地機関	4
健康福祉本部 現地機関	6
農林水産商工本部 現地機関	13
県土づくり本部 現地機関	14
経営支援本部 現地機関	22
教育委員会所管の教育機関等	23
公安委員会所管の警察署	33

平成 24 年 6 月 8 日付けで公表した定期監査の結果について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により佐賀県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 24 年 9 月 28 日

佐賀県監査委員 池 田 巧

同 田 中 俊 雄

同 三 竿 博 史

同 竹 内 和 教

1 重要な指摘事項に係る措置事項

【健康福祉本部 現地機関】

監査対象機関名	総合看護学院
監査執行年月日	平成24年 3月 9日
<p>(監査の結果)</p> <p>① 授業料及び学生寮費の現金の収納手続きで、適正でないものがあつた。</p> <p>授業料及び学生寮費について、学生が事務室の窓口で納入した場合は、その場で受領して領収証書を交付し、その都度銀行に持参して、県の口座に払い込まなければならない。</p> <p>しかしながら、窓口で納入された多額の現金を、現金出納簿に記載せずにそのまま金庫に保管し、納期限の日に一括して銀行に払い込んでいた。</p> <p>また、納期限までに納入しない学生がいる場合は、未納者が生じないように、金庫に保管している他の学生が前納した現金を流用して、銀行に払い込んでいた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>平成24年度から授業料、学生寮費とも学生本人が直接金融機関に納入する方式に変更した。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>

【県土づくり本部 現地機関】

監査対象機関名	佐賀土木事務所
監査執行年月日	平成24年 3月 8日
<p>(監査の結果)</p> <p>① 占用料・使用料に係る調定で、遅延しているものがあつた。</p> <p>また、期間更新の許可についても、遅延していた。</p> <p>事 項 名 道路占用料 (平成22年度分)</p> <p>占 用 期 間 平成22年4月1日～平成23年3月31日ほか</p> <p>調 定 金 額 12,563,405円(52件)</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>業務分担の見直しや職員への周知徹底など、再発防止策を講じ、今後は、適正な事務処理に努める。</p>

調定すべき年月日	平成 22 年 4 月 1 日	
調 定 月	平成 23 年 2 月	
事 項 名	道路占用許可	
許可すべき年月日	平成 22 年 4 月 1 日	
許 可 月	平成 23 年 2 月	
許可遅延件数	340 件	
事 項 名	河川占用料(国許可分) (平成 22 年度分)	
占 用 期 間	平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日ほか	
調 定 金 額	82,102 円(8 件)	
調定すべき年月日	平成 22 年 4 月 1 日ほか	
調 定 月	平成 23 年 1 月ほか	
事 項 名	公園使用料 (平成 22 年度分)	
占 用 期 間	平成 22 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日ほか	
調 定 金 額	81,528 円 (13 件)	
調定すべき年月日	平成 22 年 4 月 1 日ほか	
調 定 月	平成 23 年 3 月	
事 項 名	河川占用料 (国許可分) (平成 23 年度分)	
占 用 期 間	平成 22 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日ほか	
調 定 金 額	307,361 円 (11 件)	
調定すべき年月日	平成 23 年 4 月 1 日ほか	
調 定 月	平成 23 年 8 月ほか	

監査対象機関名	唐津土木事務所
監査執行年月日	平成24年 3月 9日
<p>(監査の結果)</p> <p>① 契約保証金の取扱いで、適正でないものがあった。</p> <p>工事完了後返還すべき契約保証金を、返還していなかった。</p> <p>工事名 七山巖木線道路災害復旧工事</p> <p>工期 平成19年2月16日～平成19年7月12日</p> <p>契約金額 7,763,700円</p> <p>契約保証金 730,000円</p> <p>受入日 平成19年2月16日</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>返還先が廃業し、法的にも請求権が時効消滅していたため、歳入手続を行った。</p> <p>今後は、工事完了後に還付請求書の提出を求めるなど再発防止策を講じ、適正な事務処理に努める。</p>

監査対象機関名	神埼土木事務所
監査執行年月日	平成24年 3月14日
<p>(監査の結果)</p> <p>① 工事の執行に関し、適正でないものがあった。</p> <p>設計変更の指示に際して、多額な増額変更にもかかわらず、変更指示書（工事打合簿）の整理が十分でなく、決裁が遅延するなど事務手続きが適切に行われていなかった。</p> <p>工事名 広域通常第0610071-021号中池江川広域河川改修（通常）工事【緊急総合対策事業（2次）】</p> <p>工期 平成22年3月12日～平成23年3月25日</p> <p>契約金額 当初契約額102,863,000円 最終契約額172,348,050円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後は、変更設計が生じた場合、内容により所長・副所長・課長との協議を経て決裁後に変更指示を行うよう、協議書の様式を改正するなど再発防止策を講じ、適正な事務処理に努める。</p>

2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項

【くらし環境本部 現地機関】※平成24年4月1日付け機構改革に伴い、教育委員会から移管された。

監査対象機関名	図書館
監査執行年月日	平成24年 1月25日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 歳入科目及び収入目標額の通知を行っていないものがあった。	指摘後、速やかに予算主務課へ歳入科目通知を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
② 現金出納簿で、記載が漏れているものがあった。	指摘後、速やかに現金出納簿に記入した。 今後は、適正な事務処理に努める。
③ 経理員の任命を受けていない職員が図録販売業務を行っているものがあった。	図録購入者の利便を考慮し、直接購入者に対応する職員も現金の收受事務を行っていたが、指摘を受け、経理員に任命されている職員が現金收受を行うよう改めた。 今後は、現金の出納に関しては、佐賀県財務規則に基づき適正な事務処理に努める。
④ 契約書に所属長の押印がないものがあった。	指摘後、速やかに契約書に押印した。 今後は、適正な事務処理に努める。
⑤ 請書に収入印紙が貼付されていないものがあった。	指摘後、速やかに請書に収入印紙を貼付した。 今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	九州陶磁文化館
監査執行年月日	平成24年 1月23日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 契約書で、契約保証金免除に係る根拠規定の記載を誤っているものがあった。	契約保証金の免除については、佐賀県財務規則を十分確認し、今後は、適正な事務処理に努める。
② 設計監理業務委託のうち設計業務について、完了時に検収をせず、監理業務の完了時に合わせて検収を行っているものがあった。	委託業務の監督・検査・確認については、適切な時期に実施するなど、佐賀県財務規則を遵守し、今後は、適正な事務処理に努める。
③ 当初設計に含まれていない鉄くず（有価物）の処分に関し、請負業者との協議や指示を行っていないものがあった。	今後は、業者との協議を十分に行い、適正な工事管理に努める。
④ 陶芸実習室使用に係る行政財産使用許可を行っていないものがあった。	陶芸実習室の使用については、平成24年4月から、「九州陶磁文化館施設等使用申込書」を徴し、使用を承認した。

【健康福祉本部 現地機関】

監査対象機関名	佐賀中部保健福祉事務所
監査執行年月日	平成24年 2月22日
(監査の結果) ① 収入未済があった。(生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金)	(措置の内容) (生活保護費返還金) 引き続き家庭訪問等による督促等に取り組み、収入未済額の解消に努める。 (母子寡婦福祉資金貸付金) 引き続き家庭訪問等による督促等に取り組み、収入未済額の解消に努める。 また、平成21年度から債権の一部の回収業務を民間の債権回収会社へ委託して、対策強化を図っている。
② 公用車に損害を与え、また、亡失・損傷届を提出していないものがあった。(3件)	指摘後、速やかに公用車の亡失・損傷届を提出するとともに、安全運転及び公用車の適切な管理について職員へ注意喚起を行った。 今後も交通安全の励行を徹底し、事故防止に努める。

監査対象機関名	鳥栖保健福祉事務所
監査執行年月日	平成24年 2月14日
(監査の結果) ① 収入未済があった。(生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金)	(措置の内容) (生活保護費返還金) 引き続き家庭訪問等による督促等に取り組み、収入未済額の解消に努める。 (母子寡婦福祉資金貸付金) 電話、文書及び家庭訪問により滞納金納付の督促を行い、収入未済額の縮減に努める。 また、平成21年度から債権の一部の回収業務を民間の債権回収会社へ委託して、対策強化を図っている。
② 物品受入通知書・物品交付請求書・物品交付明細書に受け入れ物品の金額等の記載漏れ、また、委任出納員の記名押印がないものがあった。	指摘後、速やかに物品受入通知書・物品交付請求書・物品交付明細書に受け入れ物品の金額等の記載と委任出納員の記名押印を行った。 今後は、適正な物品管理に努める。

<p>③ 公用車に損害を与えているものがあった。(交通事故)</p>	<p>安全運転及び公用車の適切な管理について、職員へ注意喚起を行った。 今後も交通安全の励行を徹底し、事故防止に努める。</p>
------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------

監査対象機関名	唐津保健福祉事務所
監査執行年月日	平成24年 2月14日
<p>(監査の結果)</p> <p>① 領収証書発行番号整理簿に領収書綴の返納年月日及び使用期間の記載がなく、また、委任出納員の返納確認印がないものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>指摘後、速やかに返納年月日及び使用期間を記載し、委任出納員の返納確認印を押印した。 今後は、適正な事務処理に努める。</p>
<p>② 収入未済があった。(生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金)</p>	<p>(生活保護費返還金)</p> <p>引き続き世帯訪問、電話、文書による督促等に取り組み、収入未済額の解消に努める。 (母子寡婦福祉資金貸付金) 電話や文書、訪問による通常の償還指導に加え、夜間の電話、世帯訪問等により、収入未済額の解消に努める。 また、平成21年度から債権の一部の回収業務を民間の債権回収会社へ委託して、対策強化を図っている。</p>
<p>③ 消防法の規定に基づく防火管理者を選任しておらず、また、消防計画書の変更も行っていなかった。</p>	<p>防火管理者を選任し、消防計画書の変更を行った。 今後は、消防法の規定に基づき、適正な防火管理に努める。</p>
<p>④ 重要物品の管理換取得に当たって、重要物品整理票の引継ぎを受けていないものがあった。</p>	<p>指摘後、速やかに重要物品整理票の引継ぎを受けた。 今後は、適正な事務処理に努める。</p>

監査対象機関名	伊万里保健福祉事務所
監査執行年月日	平成24年 2月 3日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 証紙代の領収証書で、領収年月日の記載が漏れているものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
② 収入未済があつた。(母子寡婦福祉資金貸付金)	引き続き訪問、電話及び文書等による相談及び納入督促を行い、収入未済額の解消に努める。 また、平成21年度から債権の一部の回収業務を民間の債権回収会社へ委託して、対策強化を図っている。
③ 特例扱いに該当しない経費について、職員による立替払を行っているものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
④ 支払遅延に対する遅延利息の率を誤っているものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	杵藤保健福祉事務所
監査執行年月日	平成24年 2月16日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があつた。(生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金)	(生活保護費返還金) 引き続き電話、家庭訪問による督促に取り組み、収入未済額の解消に努める。 (母子寡婦福祉資金貸付金) 引き続き電話、家庭訪問による督促に取り組み、収入未済額の解消に努める。 また、平成21年度から民間の債権回収会社へ債権の一部の回収業務を委託し、対策強化を図っている。
② 公用車に損害を与えているものがあつた。	今後は、更なる安全運転の遵守を周知徹底する。
③ 重要物品の処分又は活用について検討を要するものがあつた。	重要物品の有効活用について、今後検討し処分等を行う。

監査対象機関名	総合福祉センター
監査執行年月日	平成24年 2月 2日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があった。(児童福祉費負担金)	電話督促、訪問徴収の定期的な実施、督促状による納入依頼及び保護者との面会時における納入の働きかけにより、収入未済額の縮減に努めており、今後も引き続き、収入未済の解消に向け鋭意取り組んでいく。
② 公用車に損害を与えているものがあつた。(4件)	職員に対し、安全運転及び公用車の適切な管理について、注意喚起を行った。 今後も安全運転の励行を徹底し、事故防止に努める。

監査対象機関名	衛生薬業センター
監査執行年月日	平成24年 2月 22日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 委任契約で、実績報告書の提出を受けず、事業費の確認や契約額の確定を行わないまま、委託料を支払っているものがあつた。	指摘後、実績報告書の提出を受け、事業費の確認を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
② 委託料の支出負担行為で、委任出納員への協議をしていないものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
③ 請負業者から提出された監督・検査・確認申請書を紛失しているものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	療育支援センター
監査執行年月日	平成24年 2月 2日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 領収証書発行番号整理簿に領収書綴の発行時の年月日の記載漏れや委任出納員及び受領者の押印がないもの、また、返納時の委任出納員の確認印がないものがあつた。	指摘後、速やかに領収証書発行番号整理簿への記載及び確認印等の押印を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
② 物品売払収入で、領収証書を交付していないものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。

③ 契約書に請負代金額の支払地及び契約保証金についての記載がないものがあった。	指摘後、速やかに契約書に記載を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
④ 工事請負費の支出負担行為で、委任出納員への協議をしていないものがあった。	指摘後、速やかに是正した。 今後は、適正な事務処理に努める。
⑤ 監督員の通知をしていないものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
⑥ 支出負担行為通知書に物品交付日の記載漏れ、また、委任出納員の確認印がないものがあった。	指摘後、速やかに支出負担行為通知書に記載、押印を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	九千部学園
監査執行年月日	平成24年 2月 2日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 生産物の現金販売で、購入者に領収証書を交付していないものや、市販の領収書を交付しているものがあった。	指摘後、直ちに市販の領収書の交付を廃止し、生産物の購入者には、正規の領収証書を必ず交付することとした。 今後は、領収証書の取扱いについて、厳正に行う。
② 領収証書発行番号整理簿への記載をせずに、領収書綴の発行や返納を行っているものがあった。	指摘後、速やかに領収証書発行番号整理簿に適正な記載を行った。 今後は、領収証書の取扱いについて、厳正に行う。
③ 使用実績に応じて徴収すべき行政財産の使用許可に伴う庁舎管理費について、使用前に調定し、また、収入科目を誤っているものがあった。	指摘後、速やかに収入科目について科目更正を行った。 行政財産使用許可に伴う庁舎管理費について、今後は、実績に応じて徴収を行い、適正な事務処理に努める。
④ 入札書の記載事項で、適正でないものがあつた。	今後は、入札手続きの適正な処理に努める。

監査対象機関名	佐賀コロニー
監査執行年月日	平成24年 2月 2日
(監査の結果) ① 収入未済があった。(生産物売払収入)	(措置の内容) 平成22年12月に民法第173条の規定による2年の短期消滅時効の期限を迎えたが、債務者の時効の援用がなく、私法上の債権であるため、不納欠損処分もできない状況である。当該事例を含めた債権管理の全庁的なルールについて、財務課等で検討中である。 今後は、生産物売払収入の未済が発生しないよう、適切な債権管理に努める。

監査対象機関名	虹の松原学園
監査執行年月日	平成24年 2月 14日
(監査の結果) ① 財産台帳(工作物)で、処分した工作物が未整理となっているものがあつた。	(措置の内容) 指摘後、速やかに、財産台帳の過誤修正を行った。 今後は、異動が生じた場合はチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	総合看護学院
監査執行年月日	平成24年 3月 9日
(監査の結果) ① 未使用の領収証書の管理及び領収証書発行番号整理簿の記載内容が適正でないものがあつた。	(措置の内容) 指摘後、速やかに未使用の領収証書を使用できないように措置を行うとともに、領収証書発行番号整理簿への記載を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
③ 前年度の指摘事項で、改善されていないものがあつた。 (委託業務契約の履行確認不足)	指摘後、速やかに契約業者に未提出分の実施報告書を提出させた。 今後は、適正な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	精神保健福祉センター
監 査 執 行 年 月 日	平成24年 3月 8日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 契約書に請負代金額の支払地及び契約保証金についての記載がないものがあった。	今後は、契約書の記載事項について確認を徹底し、適正な契約事務の執行に努める。
② 設計監理業務委託のうち設計業務で、完了認定手続きを行っていないもの、また、関連工事で、工期内に監督・検査・確認申請書が提出されていないものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
③ 財産台帳（工作物）に記載していないものがあった。	指摘後、速やかに財産台帳（工作物）に記載した。 今後は、適正な事務処理に努める。

【農林水産商工本部 現地機関】

監 査 対 象 機 関 名	東松浦農業改良普及センター
監 査 執 行 年 月 日	平成24年 3月16日
(監査の結果) ① 公用車に損害を与えているものがあつた。	(措置の内容) 朝礼や職員会において、交通安全について意識付けを行うとともに、所内全体で研修会を実施した。 今後とも公用車の使用については、適切な運用管理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	関西・中京営業本部
監 査 執 行 年 月 日	平成24年 2月 7日
(監査の結果) ① 収支等命令者や物品管理員の交代に伴う物品及び関係帳票についての引継目録が作成されていなかった。	(措置の内容) 指摘後、速やかに、引継目録を作成した。 今後は、適正な事務処理に努める。

【県土づくり本部 現地機関】

監査対象機関名	佐賀中部農林事務所
監査執行年月日	平成24年 3月16日
(監査の結果) ① 歳入科目及び収入目標額の通知を行っていないものがあった。 (改善を指示した所属：林業課)	(措置の内容) 【林業課】 指摘後、速やかに歳入科目等の通知を行った。 今後は、佐賀県財務規則の規定を遵守し、適正な事務処理に努める。
② 契約保証金の返還が遅延しているものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
③ 産業廃棄物処分業務委託を収集・運搬の許可業者と契約しているものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
④ 土地で未登記になっているものがあった。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	鳥栖農林事務所
監査執行年月日	平成24年 3月12日
(監査の結果) ① 工事の発注において、事前調査が不十分なものがあった。	(措置の内容) 今後は、適正な事務処理に努める。
② 工事に係る変更指示書（工事打合簿）を作成していないものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	唐津農林事務所
監査執行年月日	平成24年 3月16日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 重要物品の処分に伴う会計管理者への報告を行っていないものがあった。	指摘後、当該案件については、是正措置を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
② 財産台帳（立木）で、数量の変更をしていないものがあった。	指摘後、当該案件については、是正措置を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
③ 土地で未登記になっているものがあった。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	伊万里農林事務所
監査執行年月日	平成24年 3月13日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 工事の発注において、事前調査が不十分で、多額の減額変更を行っているものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
② 土地で未登記になっているものがあった。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	武雄農林事務所
監査執行年月日	平成24年 3月16日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 県有財産で、盗難にあっているものがあった。	盗難箇所の復旧工事を行い、盗難防止措置を実施した。
② 公用車に損害を与えているものがあった。	今後も職員に対し研修等を行い、交通安全意識の向上と事故防止の徹底に努める。

③ 土地で未登記になっているものがあった。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。
-----------------------	---------------------------------------------------------------

監査対象機関名	鹿島農林事務所
監査執行年月日	平成24年 3月13日
(監査の結果) ① 土地で未登記になっているものがあった。	(措置の内容) 相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	佐賀土木事務所
監査執行年月日	平成24年 3月 8日
(監査の結果) ② 収入未済があった。 (河川海岸使用料ほか)	(措置の内容) 引き続き臨戸訪問・電話督促により、収入未済の解消に努める。
③ 委任出納員への現金の引継ぎを収納日の翌日に行うことが、常態化しているものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
④ 完了払すべきものが、一部前金払となっているものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
⑤ 公用車に損害を与えているものがあった。	今後も職員に対し研修等を行い、交通安全意識の向上と事故防止の徹底に努める。
⑥ 土地で未登記になっているものがあった。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。
⑦ 支出負担行為何や契約関係書類等を紛失しているものがあった。	職員への注意喚起を定例的に行い、再発防止に努める。

監査対象機関名	神埼土木事務所
監査執行年月日	平成24年 3月14日
(監査の結果) ① 収入未済があった。 (違約金及び延納利子ほか)	(措置の内容) 引き続き臨戸訪問・電話督促により、収入未済の解消に努める。
② 単年度契約で、契約期間が自動更新になっており、また、前金払が可能な契約内容となっているものがあった。	指摘後、契約相手方と協議し、是正措置を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
④ 土地で未登記になっているものがあった。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	鳥栖土木事務所
監査執行年月日	平成24年 3月 6日
(監査の結果) ① 歳入科目及び収入目標額の通知を行っていないものがあった。 (改善を指示した所属：河川砂防課)	(措置の内容) 【河川砂防課】 指摘後、当該案件については、是正措置を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
② 委託料の支出負担行為で、委任出納員への協議をしていないものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
③ 土地で未登記になっているものがあった。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	唐津土木事務所
監査執行年月日	平成24年 3月 9日
(監査の結果) ① 収入未済があった。(弁償金ほか)	(措置の内容) 引き続き臨戸訪問・電話督促により、収入未済の解消に努める。

② 単一業者との随意契約理由が不明確なものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
④ 施工体制点検表が作成されていないものがあつた。	指摘後、当該案件については、是正措置を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
⑤ 品質規格証明書等の確認を行っていないものや、工事に係る変更指示書（工事打合簿）を作成していないものがあつた。	指摘後、当該案件については、是正措置を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
⑥ 工事発注に係る特記仕様書に不備があるものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
⑦ 工事に係る所管庁への道路使用許可申請書及び通行制限届出書の提出を確認していないものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
⑧ 公用車に損害を与えているものがあつた。	今後も職員に対し研修等を行い、交通安全意識の向上と事故防止の徹底に努める。
⑨ 土地で未登記になっているものがあつた。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	伊万里土木事務所
監査執行年月日	平成24年 3月 6日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があつた。(弁償金ほか)	引き続き臨戸訪問・電話督促により、収入未済の解消に努める。
② 契約保証金を返還していないものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
③ 建物等調査委託に係る変更指示書（工事打合簿）を作成していないものがあつた。	指摘後、当該案件については、是正措置を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。

<p>④ 施工不能となった期間があったにもかかわらず、工事施工の一時中止をせず、長期間にわたり現場代理人を拘束しているものがあった。</p>	<p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>
<p>⑤ 使用見込みのない公用車を、処分の事務手続きをしないまま放置しているものがあった。</p>	<p>指摘後、当該案件については、是正措置を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。</p>
<p>⑥ 土地で未登記になっているものがあった。</p>	<p>相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。</p>

監査対象機関名	武雄土木事務所
監査執行年月日	平成24年 3月 5日
<p>(監査の結果) ① 歳入科目及び収入目標額の通知を行っていないものがあった。 (改善を指示した所属：道路課)</p>	<p>(措置の内容) 【道路課】 今後は、適正な事務処理に努める。</p>
<p>② 流水占用許可の通知が遅れ、占用料に係る調定が遅延しているものがあった。 (改善を指示した所属：河川砂防課)</p>	<p>【河川砂防課】 今後は、適正な事務処理に努める。</p>
<p>③ 過去の用地補償に係る経緯が引き継がれておらず、工事施工計画が不適切なものがあった。</p>	<p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>
<p>④ 道路台帳や財産台帳（土地）に記載していないものがあった。</p>	<p>指摘後、当該案件については、是正措置を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。</p>
<p>⑤ 河川占用許可期間や占用料を誤っているものがあった。</p>	<p>指摘後、当該案件については、是正措置を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。</p>

⑥ 土地で未登記になっているものがあつた。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。
-----------------------	---------------------------------------------------------------

監査対象機関名	鹿島土木事務所
監査執行年月日	平成24年 3月 5日
(監査の結果) ① 道路敷占用料に係る調定で、遅延しているものがあつた。	(措置の内容) 今後は、適正な事務処理に努める。
② 工事の発注において、事前調査が不十分なものがあつた。(2件)	今後は、適正な事務処理に努める。
③ 工事に係る変更指示書(工事打合簿)を作成していないものがあつた。(2件)	今後は、適正な事務処理に努める。
④ 設計委託等に係る変更指示書(工事打合簿)を作成していないものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
⑤ 土地で未登記になっているものがあつた。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	ダム管理事務所
監査執行年月日	平成24年 2月15日
(監査の結果) ① 収入未済があった。(延納利子)	(措置の内容) 引き続き臨戸訪問・電話督促により、収入未済の解消に努める。
② 不必要な評価替えを行い重要物品を消耗品へ分類換しているものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
③ 土地で未登記になっているものがあった。	相続や抵当権等により登記困難なものが残っているが、引き続き個別の状況を確認しながら市町と連携を図り、未登記の解消に努める。

監査対象機関名	佐賀空港事務所
監査執行年月日	平成24年 2月23日
(監査の結果) ① 歳入科目及び収入目標額の通知を行っていないものがあった。 (改善を指示した所属：空港課)	(措置の内容) 【空港課】 今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	有明海沿岸道路整備事務所
監査執行年月日	平成24年 2月16日
(監査の結果) ① 道路敷占用料に係る調定で、遅延しているものがあった。	(措置の内容) 今後は、適正な事務処理に努める。
② リース物品を備品出納・管理簿に記載していないものがあった。	指摘後、当該案件については、是正措置を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。

【経営支援本部 現地機関】

監査対象機関名	首都圏営業本部
監査執行年月日	平成24年 2月 9日
<p>(監査の結果)</p> <p>① 業務委託料の支払いが遅延しているものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>請求書を受領した際には、遅滞なく支払手続に着手するよう、職員に伝達した。 今後は、適正な事務処理に努める。</p>
<p>② 単年度契約で、契約期間が自動更新になっているものがあつた。</p>	<p>今後は、契約事務の適正な事務処理に努める。</p>
<p>③ タクシーチケットの利用簿での管理方法について検討を要するものがあつた。</p>	<p>職員に対し、利用簿への事前記入を周知徹底し、チケットの利用状況を確実に把握できるよう改善した。</p>

【教育委員会所管の教育機関等】

監査対象機関名	藤津教育事務所
監査執行年月日	平成24年 1月11日
(監査の結果) ① 公用車に損害を与えているものがあつた。	(措置の内容) 不注意による事故をなくすため、公用車の運転には十分注意するよう定期的に朝礼等で周知徹底を行い、事故防止の徹底に努める。

監査対象機関名	教育センター
監査執行年月日	平成24年 1月27日
(監査の結果) ① 委託契約書に基づく業務計画書の承諾処理を行っていないものがあつた。	(措置の内容) 今後は、委託契約書に基づく業務計画書の承諾処理を適切に行うよう努める。

監査対象機関名	佐賀東高等学校
監査執行年月日	平成23年11月24日
(監査の結果) ① 収入未済があつた。(授業料)	(措置の内容) 督促文書の送付、電話による催促、家庭訪問等を引き続き実施し、平成24年3月7日に最後の一月分が納入され、収入未済額が完納された。

監査対象機関名	佐賀西高等学校
監査執行年月日	平成23年10月 5日
(監査の結果) ① 委託契約で、仕様書に記載されている書類の提出を受けていないものがあつた。	(措置の内容) 指摘後、直ちに受託業者に損害賠償責任保険証明書を提出させた。 今後は、契約内容に則り、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	佐賀北高等学校
監査執行年月日	平成23年11月24日
(監査の結果) ① 納入通知書兼領収証書に誤った金額を記載しているものがあつた。	(措置の内容) 納入された金額に誤りはなかったため、納入通知書兼領収証書の修正を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	巖木高等学校
監査執行年月日	平成23年10月19日
(監査の結果) ① 収入未済があつた。(授業料)	(措置の内容) 収入未済の解消に努めた結果、平成24年2月28日に収入未済は解消された。

監査対象機関名	武雄高等学校
監査執行年月日	平成23年11月29日
(監査の結果) ① 公用車に損害を与えているものがあつた。	(措置の内容) 事故発生後、当事者である職員に対して、教職員としてこれまで以上に自覚と責任を持って安全運転を心がけるよう指導し、全職員に対しても公用車及び自家用車の運転について、常に法令を順守し安全運転に注意するよう指導を行った。

監査対象機関名	鹿島高等学校
監査執行年月日	平成23年12月1日
(監査の結果) ① 単一業者との随意契約の要件に該当しないものがあつた。	(措置の内容) 指摘後、全事務職員へ指導を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	太良高等学校
監査執行年月日	平成23年10月28日
(監査の結果) ① 公用車及び県有財産(工作物)に損害を与えているものがあつた。	(措置の内容) 事故の発生の後、交通事故にはくれぐれも注意し、特に公用車を運転する場合は、損傷しないように注意することを全職員に徹底した。

監査対象機関名	高志館高等学校
監査執行年月日	平成23年11月29日
(監査の結果) ① 工事の設計変更に伴う協議に対する回答が行われていないものがあつた。	(措置の内容) 今後は、設計変更に限らず、工事監督員としての内容を理解し、適正な工事管理に努める。

監査対象機関名	唐津南高等学校
監査執行年月日	平成23年12月6日
(監査の結果) ① 警備業務委託で、仕様書に示した内容と受託者から提出された警備実施計画書の記載内容が異なっているものがあつた。	(措置の内容) 指摘後、速やかに仕様書に基づいた警備実施計画書を提出させた。 今後は、適正な事務処理に努める。
② 財産台帳(工作物)の整理で、誤って修正しているものがあつた。	指摘後、速やかに修正処理を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	伊万里農林高等学校
監査執行年月日	平成23年12月15日
(監査の結果) ① 生産物委託販売契約で、委託販売手数料に係る冷蔵庫使用料の記載を誤っているものがあつた。	(措置の内容) 指摘後、速やかに正しい単価の変更契約を締結した。 今後は、適正な事務処理に努める。
② 動物(教材)の死亡に関し、死亡要因等の調査及び記録並びに再発防止策についての検討を要するものがあつた。	今回の死亡原因等について、「牛床の敷料状態が中心を高く、周りを低くした状態であったため、横臥時のガス発生に自己起立しての第1胃内のガス抜き(げっぷ等)が出来ない

	<p>状況になり、急性鼓張となり死亡したのではないか。また、その対策として、横臥後に起立しやすいよう、牛房中心の牛床の高さを低くし、周囲を高くする（すり鉢状にする）工夫が必要である」と獣医師から指導を受けた。以後、指導内容を職員及び生徒に徹底し、牛床の状態を適正に保っている。</p> <p>また、家畜が体調不良を起こした時に、獣医師に診てもらっていたが、これまで処置・指導内容等については記録を残していなかったが、今後は、データ（紙媒体でのファイリングを含む）管理を徹底することとした。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

監 査 対 象 機 関 名	佐 賀 農 業 高 等 学 校
監 査 執 行 年 月 日	平 成 2 3 年 1 2 月 1 5 日
<p>(監査の結果)</p> <p>① 行政財産の使用許可で、許可物件の数量が誤っているものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今回の指摘は、使用者から誤った数量での許可申請があつた際の現場確認が不十分であつたものである。</p> <p>そのため、使用者から変更申請を提出してもらい、使用許可の変更を行った。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>

監 査 対 象 機 関 名	唐 津 工 業 高 等 学 校
監 査 執 行 年 月 日	平 成 2 3 年 1 2 月 1 3 日
<p>(監査の結果)</p> <p>① 冷蔵庫更新時に、エコポイントを申請していないものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>

監査対象機関名	鳥栖工業高等学校
監査執行年月日	平成23年11月14日
(監査の結果) ① 返納手続き及び不用の決定前に、備品の売却処分しているものがあつた。	(措置の内容) 今後は、適正な事務処理に努める。
② 公用車に損害を与えているものがあつた。	事故の発生の後、交通事故にはくれぐれも注意し、特に公用車を運転する場合は、損傷しないように注意することを全職員に徹底した。

監査対象機関名	塩田工業高等学校
監査執行年月日	平成23年12月1日
(監査の結果) ① 支出負担行為伺兼支出命令書に物品交付日の記載漏れ、また、検査済印、委任出納員の確認印がないものがあつた。	(措置の内容) 指摘後、速やかに物品交付日の記載、検査済印及び委任出納員の確認印を押印した。 今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	有田工業高等学校
監査執行年月日	平成23年11月7日
(監査の結果) ① 返納手続き及び不用の決定前に、備品の棄却処分しているものがあつた。	(措置の内容) 今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	佐賀商業高等学校
監査執行年月日	平成23年11月16日
(監査の結果) ① 請求額が誤っている請求書を受理しているものがあつた。	(措置の内容) 今後は、適正な事務処理に努める。
② 見積合せの手続きで、見積書の日付誤りに気付かないまま見積決定しているものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	唐津商業高等学校
監査執行年月日	平成23年12月13日
(監査の結果) ① 設計業務の成果品の誤りを検収時に見過ごし、工事の設計額を誤っているものがあった。	(措置の内容) 今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	鹿島実業高等学校
監査執行年月日	平成23年11月15日
(監査の結果) ① 収入未済があった。(授業料)	(措置の内容) 文書の送付・電話による督促、家庭訪問等による納入依頼を引き続き行い、過年度授業料の収入未済額の解消に努める。

監査対象機関名	牛津高等学校
監査執行年月日	平成23年12月8日
(監査の結果) ① 県で負担すべき経費をPTAに負担させているものがあった。	(措置の内容) 今回指摘の対象となっている「起業家入門」はもともと文部科学省の研究指定校として、平成17年度から19年度まで行われた「目指せスペシャリスト」の一つとして同省の費用負担のもと外部講師を招へいして行っていたものである。 研究指定終了後も、保護者から学力向上及び技術向上のために専門の講師を招へいするよう要望があり、それを目的としたPTAの学校活性化予算が組まれていたことから、当該PTA予算を使って、より質の高い授業を行っていたものである。 外部講師の活用については、教育庁でも予算が確保されていたが、今回、PTAからの要望があった際に、当該予算が利用できるのか確認を怠っていた。 今後は、PTAからの申し出があった場合でも、教育庁内で利用可能な予算があるかを確認したうえで、PTAからの申し出を受けるとする。

監査対象機関名	嬉野高等学校
監査執行年月日	平成23年11月29日
(監査の結果) ① 工事の完成検査時に、産業廃棄物処分の履行確認を行っていないものがあった。	(措置の内容) 指摘後、請負業者に産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び写真を提出してもらい履行確認を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	神埼清明高等学校
監査執行年月日	平成23年12月7日
(監査の結果) ① 使用料の調定で、遅延しているものがあった。	(措置の内容) 今後は、適正な事務処理に努める。
② 水路上に設置した工作物（通路（橋））に係る公有水面占有許可を受けていないものがあった。	指摘後、総点検を実施した結果、占有許可を受けていなかった工作物が今回指摘箇所を含み12箇所あったため、直ちに使用許可申請を神崎市に行い、占有許可を受けた。 今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	唐津青翔高等学校
監査執行年月日	平成23年12月2日
(監査の結果) ① 監督員の通知をしていないものがあった。	(措置の内容) 今後は、適正な事務処理に努める。
② 教育財産使用許可指令書で、使用料の記載を誤っているものがあった。	指摘後、速やかに修正を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
③ 道路に設置した工作物（支柱）に係る道路占有許可を受けていないものがあった。	指摘後、道路に設置した工作物（支柱）については、道路占有許可を受けた。 今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	盲 学 校
監査執行年月日	平成24年 1月19日
(監査の結果) ① 使用料の払込調定で、遅延しているものがあった。	(措置の内容) 今後は、適正な事務処理に努める。
② 重要物品に損害を与えたものがあった。 (人体解剖模型の損傷)	物品管理上の問題として、物品を移動させなくてよい学習環境の整備を充実し、移動が必要な場合は、全職員への周知徹底を図るなど、物品の適正管理に努める。
③ 短距離(8 km未満)の校外学習に係る生徒引率旅費の事務手続きで検討を要するものがあった。 (検討を指示した所属：職員課)	【職員課】 各学校から職員課への個別協議を要していたが、教職員課との包括的な協議の結果、今後は、個別協議をせず支給できるよう事務手続きの改善を図った。

監査対象機関名	ろ う 学 校
監査執行年月日	平成23年12月19日
(監査の結果) ① 土地建物借受台帳を作成していないものがあった。	(措置の内容) 指摘後、土地建物借受台帳を直ちに作成した。 今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	大和特別支援学校
監査執行年月日	平成23年12月12日
(監査の結果) ① 業務委託契約に基づく分析試験結果書について、組織としての確認を行っていないものがあった。	(措置の内容) 指摘後、分析試験結果書について、所属長に報告し、確認を受けた。 今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	伊万里特別支援学校
監査執行年月日	平成23年12月15日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 支出負担行為で、遅延しているものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
② 契約書に代金の支払方法等についての記載がないものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
③ 入札公告時に契約保証金は免除と示していたが、履行保証保険証券の提供を受けているものがあった。	指摘後、直ちに履行保証保険証券を請負業者に返還した。 今後は、適正な事務処理に努める。
④ 県有地貸付に係る電柱の撤去時に、現地確認及び貸付契約解除の事務手続きを行っていないものがあった。	指摘後、借受人から「借受財産返還届」を提出してもらったうえで、現地確認を行い、普通財産の賃貸借契約を解除した。 今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	うれしの特別支援学校
監査執行年月日	平成24年1月17日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 見積合せの手続きで、見積決定通知の日付を誤っているものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
② 委託契約で、仕様書に記載されている書類を提出させていないものがあった。	指摘後、直ちに業務従事者報告書及び細菌検査結果報告書を提出させた。 また、受託事業者の提出すべき報告書等の確認を行い、チェック体制の改善を指導した。 今後は、学校においても各種報告書の提出状況の確認を徹底させるなど、適正な事務処理に努める。
③ 需用品等出納・供用簿で、購入日の記載を誤っているものがあった。	指摘後、直ちに日付の修正を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	中 原 特 別 支 援 学 校
監 査 執 行 年 月 日	平 成 2 4 年 1 月 1 7 日
<p>(監査の結果)</p> <p>① 工事に係る変更指示書（工事打合簿）を作成していないもの、また、設計変更に伴う協議に対する回答を行っていないものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後は、変更指示書を漏れなく記載させるとともに、工事打合せ時に詳細な記録を残すよう担当者に指導した。</p>

【公安委員会所管の警察署】

監査対象機関名	佐賀警察署
監査執行年月日	平成23年12月9日
(監査の結果) ① 工作物の所管換において、事務手続きを行っておらず、また、財産台帳（工作物）の価格の記載を誤っているものがあつた。	(措置の内容) 指摘後、速やかに所管換の手続きを行った。所管換について、今後は、適正な事務処理に努める。
② 行政財産使用許可台帳の記載を誤っているものがあつた。	指摘後、速やかに修正を行った。簿冊等の確認を徹底し、今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	小城警察署
監査執行年月日	平成23年12月1日
(監査の結果) ① 駐在所等報償金で、報告書の確認をせずに支出事務を行い、返納が生じているものがあつた。	(措置の内容) 報告書の確認を徹底し、確認後に支出事務を行うなど、今後は、適正な事務処理に努める。
② 工作物の所管換で、事務手続きを行っていないものがあつた。	指摘後、速やかに所管換の手続きを行った。所管換について、今後は、適正な事務処理に努める。
③ 工事の成果物を財産台帳（工作物）に記載していないものがあつた。	指摘後、速やかに財産台帳に登載した。簿冊等の確認を徹底し、今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	武雄警察署
監査執行年月日	平成24年1月23日
(監査の結果) ① 土地の賃貸借契約書で、面積の記載が誤っており、また、土地建物借受台帳を更新していないものがあつた。	(措置の内容) 指摘後、速やかに誤りについて修正及び更新を行った。 複数による確認を徹底し、今後は、適正な事務処理に努める。

② 仕様書に記載の撤去工事に係る搬出費等を、設計額に含めていないものがあった。	工事仕様書、設計内訳書について、内容の確認を徹底し、今後は、適正な事務処理に努める。
-----------------------------------------	--------------------------------------------

監 査 対 象 機 関 名	鹿 島 警 察 署
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 4 年 1 月 1 7 日
(監査の結果) ① 委託契約期間の変更の際に、支出負担行為変更伺ではなく変更契約締結伺で決裁を受けているものがあった。	(措置の内容) 契約変更について、今後は、佐賀県財務規則に基づき、適正な事務処理に努める。